

Title	1870年頃のベルリン劇場事情：『米欧回覧実記』の記述に触れて
Sub Title	Zur Theaterlandschaft in Berlin um 1870 : Unter besonderer Berücksichtigung der Iwakura-Delegation
Author	井戸田, 総一郎(Itoda, Soichiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1995
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.67, (1995. 3) ,p.247(140)- 260(127)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	七字慶紀, 若林真両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00670001-0260

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1870年頃のベルリン劇場事情

—『米欧回覧実記』の記述に触れて—

井戸田総一郎

岩倉使節団がパリ滞在の後、ブリュッセル、ハークを経て、ベルリンに到着したのは1873年3月9日のことであった。同月28日までの短い滞在期間に、使節団はベルリンの諸機関、諸施設を精力的に見て回り、視察の成果は久米邦武によって編まれた『米欧回覧実記』の第57巻「伯林府総説」から第60巻までの「伯林府ノ記」の「上」「中」「下・附ポツダム」に記載されている。「伯林府総説」のなかの次の報告は、1870年代初めのベルリンの劇場の雰囲気伝える資料として興味深いものである—

「府ノ四辺ニ、多ク遊苑ヲ修ム、必ス麦酒醸造ノ家ヲ設ク、都人男女ノ来遊スルモノ、庭上ニ羅坐シ、一小案ヲ対シテ、麦酒ヲ酌ミ、啜飲一頓、以テ快ヲトル、演劇場ノ内ニモ、男女酒ヲ飲ムヲ厭ハス、英米ノ風ト、頓ニ面目ヲ異ニス」¹⁾

この記述はもともと、プロイセンに「飲酒ノ盛ニ流行」している様子を伝える事例として書かれたものだが、ベルリンの当時の地図を広げてみると、都市中心部の周辺に「遊苑」が点在し、それに隣接するように ^{ブラウエライ} Brauerei (ビール醸造所) が確認できる。醸造所には ^{アウスシャンクスロカール} Ausschanksklokal といわれる庭園付きの居酒屋が常設されていた。「伯林府総説」の記述で興味深いのは、「男女酒ヲ飲ムヲ」厭わない「演劇場ノ内」の風習に触れて、これを「英米ノ風ト、頓ニ面目ヲ」異にするベルリン独特の現象として捉え、居酒屋と劇場を同列に並べて描写している点である。

こうした現象が生まれる背景に、1869年6月21日の営業法改正によって導入された ^{グヴェルペフライハイ} Gewerbefreiheit がある。『米欧回覧実記』で「工商ノ自由」と

訳されているこの新しい制度は、経済のあらゆる分野から、特権などの「封建ノ余習ヲ除キ」、自由な競争原理を導入するものであった。この制度の導入がベルリンの発展に寄与し、経済ばかりでなく、人々の内面にも深い影響を及ぼしている点を、『米欧回覧実記』は次のように記述している—

「伯林繁華ノ進ミ、一千八百年ノ比マテハ、猶一小都会ナリシヲ、同五十年ニハ四十二万四千口ヲ有シ、又二十年ニテ、今ハ其倍数ニ及ヘリ、是ハ近年欧州封建ノ余習ヲ除キ、工商ノ自由ヲ寛ニセシヨリ、営業ヲ競ヒ、製鉄器械ヲ興シテ、便利ノ具、滋美ノ味ヲ製シテ、人民ノ嗜欲ニ投シ、奢侈ノ度ハ、年ヲ逐テ増長スルコト、奔馬ノ制スベカラサルカ如ク²⁾ 岩倉使節団は、「工商ノ自由」がベルリンの急速な発展に不可欠な要因であったことを認識しながらも、ベルリン「人民」に見られる「奢侈ノ度」の「奔馬ノ制スベカラサルカ如」き「増長」に驚いている。「工商ノ自由」は、劇場経営にも適用され、その結果、ベルリンの劇場をめぐる環境は一変し、使節団によって目撃されたような、「演劇場ノ内」で「男女酒ヲ飲ムヲ」厭わない独特な現象が発生する事態となるのである。

営業法改正前の劇場制限

「工商ノ自由」³⁾は、ベルリンのそれまでの劇場制限を変更することによって、劇場環境を変えていく。では、営業法改正以前の劇場制限の制度とはどのようなものであったのであろうか。

ベルリンには2つの宮廷国民劇場があり、それ以外の劇場は個人あるいは団体によって経営される商業劇場であった。商業劇場を興行するには、警察当局の許認可が必要であった（一方、宮廷国民劇場は許認可を免除されていた）。当時の許認可をめぐる具体的な文書をあげながら、劇場制限の制度及び実態をみてみよう。

(1)当局は、認可申請のあった演劇興行について、需要の有無を審査の対象にした。その際、需要があるかどうかの判断の基準は当局に任されており、劇場認可は当局の恣意に委ねられていた。たとえば、飲食店経営者アードルフ・カルボの申請は、次のように却下されている—「今月17日の興

行について、カスターニエン通り6～8番の貴下の店で演劇公演を催すための認可申請は、劇場増設の需要がベルリンに存在しない故、考慮に値しない旨通達します」。⁴⁾(1867年2月13日、警察文書)劇場増設の需要が存在しないという、当局の判断の客観的根拠は提示されなかった。営業法改正以前、ベルリンには7つの商業劇場しか認可されていないが、当局は上記の例のように需要の有無を認可基準にすることで、劇場数及び劇場立地を操作可能なものにしていたのである。

先に引用したカルポの店では、演劇興行は禁じられていたが、一種の歌謡・寄席興行は認められていた。その際、登場人物の数は厳しくチェックされ(普通は2名に限定)、舞台用衣装は禁じられ、通常の服装での上演が義務づけられていた。歌謡・寄席興行を行なう料理店にはフランス語の概念 カフェ・シャンタン café-chantant がよく用いられていた。

(2)公認の商業劇場に対しても、そこで上演できる作品のジャンルに制限が加えられていた。この制限措置は、宮廷国民劇場を商業劇場との競争から守るためのものであった。たとえば、演劇興行主カルリ・カレンバッハにたいする次の文書にジャンル制限の実態を見ることができ—「演劇興行主カルリ・カレンバッハに、1860年7月1日から1861年同日までの期間、ハレ門外の土地“ヨハネスティシュ”にヴォドヴィール小劇場を設立することを許可する。／この劇場での上演から、悲劇、大オペラ、バレエは除外されねばならない。レパートリーとしては、シャウシュピール⁵⁾、喜劇、笑劇、喜歌劇、オペレッタのみが許される」。⁶⁾(1860年6月4日警察文書)悲劇、大オペラ、バレエは、宮廷国民劇場のみが上演できる特権的ジャンルであった。

宮廷国民劇場は特権的ジャンル以外の他のジャンルもレパートリーに加えることができた。商業劇場は、認められているジャンルに属する作品のなかで、宮廷国民劇場でよく上演されるものを、一定期間の間、レパートリーに加えることができなかった。レパートリー構成に関わるこうした制限は、宮廷国民劇場と商業劇場を差異化する制度上の構造のひとつである。

(3)1848年の革命以後、プロイセン憲法は27条と29条において、出版・表

現・集会の自由を認め、検閲を原則的に禁じていた。しかし劇場については、「観客に強力で直接的な影響を及ぼし、他の如何なる芸術とも比較できない」⁷⁾といった理由で、各都市の警察条例の形で検閲が導入された。ベルリンでは、1851年7月10日警視総監ヒンケルダイによって劇場条例が制定され、その枠組の中で劇場検閲が導入された。この劇場検閲は事前検閲を前提とするものであった。それによると、上演予定作品のテキストは上演前に警察に2部提出されねばならない。検閲終了後、テキストのうちの1部は興行主に戻され、1部は警察に保持される。上演は警察官立会のもとでのみ行なうことができ、検閲済みのテキストからの逸脱がないか監視された。こうした一連の過程で違反が生じた場合、罰金刑はもとより、興行権剥奪ということもありえた。

以上のように、「工商ノ自由」の導入以前は、演劇興行の需要の有無、ジャンル制限そして検閲という制度上の規定を用いて劇場制限が加えられていたのである。需要の有無は、需要がないと判定されれば、劇場はそもそも開設できないのであるから、劇場のハード面の存在に関わるものであるといえる。一方、上演作品のジャンル制限は、劇場のレパトリーというソフト面にたいする干渉であり、検閲はさらに上演作品の内容にまで入り込んで制限しようとするものである。このようにハード・ソフト両面にわたる制度的規定を駆使して、劇場に法的制限の措置がとられていた。

劇場の自由化

「工商ノ自由」の制定は、劇場をめぐるこうした環境を一変させる結果になる。1869年に改められた営業法第32条の劇場認可に関する規定は、次のように定めている—

「演劇興行主は営業に際して認可を必要とする。当該の営業に関して、申請者に信用できない事実が存しない限り、認可は与えられる。／劇場での上演を一定のジャンルに制限することは、認められない」。⁸⁾

この条文は2段落からなっている。まず前段の所で、認可の際の審査項目に劇場開設の需要の有無が含まれていない点に注目してほしい。この背景

には、劇場は本来、文化・芸術の国民的施設であり、飲食店などのように需要の有無で開設を左右されるべきものではない、という考え方があるのである。ともかく、需要の有無の削除によって、これまで歌謡・寄席興行しか認められていなかった café-chantant の劇場認可申請に道が開かれたのである。条文によれば、演劇興行の営業に関する申請者の信用性が審査基準にあげられているが、その内容は不明確であり、実際の運用上も形式的な書類審査にとどまった。立法に関する当時の議事録を見ると、市場の自由な力学にすべてを委ねるべき、という論調が優勢であり、劇場についても競争の原則が適用されるべきだと主張された—「当該の劇場興行主に信用にたるところがなく、ひどい出し物が舞台にかけられていれば、観客はそうした劇場には行かなくなるものだ。こうした芝居に20銀貨も'ひっかかって'だしてしまった人は、まったく運が悪いのである。一般的には、信用がおけて、芸術を理解する劇場興行主だけが、競争の中で生き延びれるのだ」。⁹⁾しかし、観客の趣味にたいするこうした楽天的な見方は、後に見るように、期待されているほどの効果をあげなかった。とはいえ、自由競争推進の思潮のなかで、café-chantant の劇場認可申請は営業法改正後には積極的に受理されたのである。

営業法第32条の後段では、上演作品のジャンルについての宮廷国民劇場の特権が廃止された。商業劇場でも、悲劇、オペラそしてバレエの上演が可能となったのである。こうした競争原理の導入によって、「宮廷劇場の側に、これまでの業績をさらに一層高いものにしていく意欲が生まれ、また一方、他の劇場の側には、低次元なものから高度な芸術へと高まろうとする意欲が呼び覚まされる」¹⁰⁾ことが期待されていた。宮廷国民劇場は、依然として営業法による認可を必要としないのであるから、商業劇場をそれと同じレベルで論じることができない。しかし、商業劇場にジャンル上の制限がなくなったことは、娯楽ばかりでなく、文化・芸術の施設としての劇場に商業劇場が積極的に参与する道が開かれたことを意味している。1880年代以降のアードルフ・ラロージェのドイツ劇場、オスカ・ブルーメンターのレッシング劇場などの試みの背後に、こうした制度上の変更もある

点は注目すべきである。

営業法第32条に基づく、劇場開設に関する需要問題の廃止、ジャンル制限撤廃によって劇場の自由化が押し進められたものの、1851年に警察条例(劇場条例)の形で導入された検閲は廃止されなかった。当時発行された劇場認可証書には、この警察条例はベルリンにおいて「規範」である旨が明記されている。ヒンケルダイの検閲規定が廃止されるのは、第一次大戦後、ヴァイマル共和制下の1919年のことである。

劇場概念の拡大と曖昧化

劇場の自由化が導入された1869年に、『ベルリン小劇場案内—あるいは、4時間で14の喜劇とオペラ1つを見る技法』というエッセイが刊行されている。意表をついたこの副題だけからも、ベルリンにかなりの数の小劇場が出現したことが想像できよう。まずエッセイの冒頭で、新しい小劇場の特徴が宮廷劇場との対比のなかで次のように描かれている—

「宮廷オペラ座や宮廷劇場のような大劇場に入ると、まず最初に、オペラグラスを手にとり、白手袋のはずれたボタンを直し、次に(男性であれば)蝶ネクタイをそれらしい仕草で整え、(女性であれば)ショールをさりげなく肩の後ろに流す。そして、ロールネット越しに相手を見たり、あるいは相手から見られたりする(見ることと見られることは、双方から同時に起きるのだ)。／小劇場の一つに足を踏み入れるや、まず最初にやはりグラスをとることから始まるが、グラスとはいってもここではビールグラスなのだ。2番目は煙草だ。小劇場ではもう男女の区別はない。ビールを飲むことはベルリンではすでに学習済み。煙草についても、じきに慣れるだろう。小劇場はそのために最適な学校である」。¹¹⁾

このエッセイで紹介されている小劇場とは、アカデミー劇場、サロン・ローヤル劇場、ヴァルハラ民衆劇場、トーンハレン劇場、ベル・アリアンス劇場のことである。これらの劇場は数日前まではcafé-chantantやレストラン、集会所であったところである。たとえば、アカデミー劇場については次のように紹介されている—「新しい秩序(工商ノ自由のこと—著者注)

はベルリンを世界都市にし、家賃を倍にし、ミルク入りパンの大きさを半分にした。この新しい秩序が導入されてから、リュッツォ通りのリンゴ酒と白ビールの居酒屋にアカデミー劇場も生まれた。このあたりは6年前はまだリュッツォ小路通りと言われていて、砂深くて歩きにくい所であった。¹²⁾エッセイの著者は、ポツダム通りの近辺から、ライブツィヒ広場を経て、シャルロッテン通り、そしてフリードリヒ通りを北に向かってトーンハレン劇場を見て、最後にこの通りを一気に南下して、ハレ門外のベル・アリアンス劇場で一夜の観劇を終えたとしている。全体で六キロを優に越える距離であるから、芝居を見ながら四時間で歩ききるには、劇場の雰囲気だけを味わうほかにはなかったであろう。著者がここでむしろ強調したいのは、「我々はずいぶん自分たちの芸術の殿堂を持つことができた」¹³⁾という点である。これまで劇場がほとんど存在しなかったベルリン南西部に、突然、複数の劇場が出現した。それらは、近辺の住民たちにとって、「一種の学校であり、そこでは封建的な強制が廃止されて以来、有益なことを快適に学ぶことができるのだ」¹⁴⁾と、言われている。

アカデミー劇場のように事態が進展していれば、「低次元なものから高度な芸術へと高まろうとする意欲」を商業劇場のなかに呼び起こそうとする、営業法第32条導入の意図の一部は実現されたかもしれない。しかし、そうした方向に事態は展開していかなかった。多くの café-chantant やレストランなどが次々と劇場になり、それは相互の競争をあおるばかりか、芝居などの出し物のない店は人気がなくなったために、そうした店を劇場申請にかりたてていった。風刺雑誌として当時よく読まれた『クラデラダーチュ』に、劇場の自由化についての書簡体の記事が1869年10月17日に掲載されている。宛先は雑誌編集長、送り手は居酒屋の主人ポーネカムプということになっている—「あなたが以前当店にいらして下さった時のご好意に甘えて、当店の営業がかんばしくない件につきまして、お願いをいたしたく一筆とらせて頂きました。当店のお客は日を追って少なくなっています。と申しますのも、この日曜日にベルリンの劇場はすでに23にもなり、その内の17の劇場のチラシを見ますと、片面が舞台の出し物、もう片方は

飲食のメニューという具合で、このままではうちはもう長くはやっていけません。こうした劇場は、ソーダ水を売る低級な店のなかで喜劇をやろうしているのです。そうした訳で、昨晩も店に来た一人の客が白ビールの小瓶を注文してから、『いったい何があるんだ?』と聞くものですから、私はてっきり食べ物のことだと思って、『ザウアーブラーテンと団子はいかがで!』と答えました。客は、『そうではない、今夜この店で何が演られるか、聞きたいんだ』、と言うので、『羊の頭もできますし、あるいはクラップリアスとか66とか、時々ホイストもやったりします』と答えたと、客は、『ばかだな、トランプのことじゃない。何が演じられるか、聞きたいんだ』と、また聞いてきました。『出し物は私の店ではまだないんです』と言うと、『へー、そうかい』と客は帽子を取って、消えてしまいました。¹⁵⁾この店の主人は腹が立って、一晩中寝られず、ついに自分の店にも舞台を設営することを決める。この書簡はさらに主人のアイデアに話題が進んでいくが、それは、俳優に「自分のボーイや見習い」を使い、場合によっては観客も俳優にしてしまっ、しかも作品は自分で作る、といったものになっていく。『クラデラダーチュ』は、劇場の自由化が競争を激化させ、安易な企画も劇場として認可してしまうことを風刺している。劇場と café-chantant の間には、ジャンルなどの点ではっきりと境界が引かれていたことは、すでに述べた。劇場の自由化によって、この境界がなくなり、劇場という概念が際限なく拡大され、曖昧なものになっていくのである。

『クラデラダーチュ』は1869年10月の段階で新しいタイプの劇場の数を17としているが、警察の当時の統計によれば、69年から72年にかけて毎年20を超える劇場の新設が認可されているのである。もちろん、そのなかのほとんどの劇場は1年も維持されずに、数カ月で消えていったので、この間のある時点をとって、ベルリンの劇場数を正確に把握することはできない。またベルリンの警察も、認可証取り消しの制度が確立していなかったため、開店休業になった劇場についての情報を得る術を持っていない。劇場乱立時代に発行された認可証の取り消しが正式に議論されるようになるのは、ようやく1890年代に入ってからのことである。

さてここで、初めに触れた『米欧回覧実記』におけるベルリンの劇場に関する記述に戻ってみよう。岩倉使節団がベルリンに滞在したのは、1873年3月であるから、1871年の対仏戦争の勝利による好景気が恐慌状態に転ずる（5月ウィーン取引所暴落）直前の時期であり、また12月に劇場認可制限が再び始まる前の段階である。ベルリンを語っている一連の概念、つまり「営業ヲ競ウ」、「製鉄器械ヲ興ス」、「便利ノ具、滋味ノ味ヲ制ス」、「嗜欲」、「奢靡淫侈ノ増長」等の概念は、使節団が69年の「工商ノ自由」導入以来の展開の爛熟した状況を見ていたことを、如実に語っているといっても過言でない。使節団はベルリンの町を歩き、劇場と名乗っている居酒屋やレストランを多く目にしたはずである。このことは、「演劇場ノ内ニモ、男女酒ヲ飲ムヲ厭ハス、英米ノ風ト、頓ニ面目ヲ異ニス」という驚きの表現のなかに端的に現われている。「男女酒ヲ飲ムヲ厭ハス」の劇場の風習についての表現は、「小劇場ではもう男女の区別はない。ビールを飲むことはベルリンではすでに学習済み。煙草についても、じきに慣れるだろう。小劇場はそのために最適な学校である」という、前に引用した同時代のドイツ語のテキストに裏打ちされている。『米欧回覧実記』における劇場記述は、ごく短い記録であるとはいえ、外国人の目から見たすぐれた観察例として特筆すべきものであり、ベルリン劇場史の再構成にとって一級の資料的価値を有しているといえよう。

劇場認可制限の再開

劇場の自由化によって興行の競争は一層過熱し、観客を動員するために、演劇興行主は猥褻で刺激的な出し物をもとめて奔走した。こうした興行がこともあろうに「公認の劇場」で、営業法に則って行なわれるという異常事態を招来することになった。1873年12月10日のベルリン警察の劇場認可に関する『通達』によると、69年の営業法改正に伴う劇場の自由化が、「悪しき状況」を生むに至り、「その除去は、芸術及び公序良俗の観点から緊急に必要である」¹⁶⁾と厳しく警告している。『通達』の第1項目では、1851年の警察条例第6条の内容に言及して、その適用の幅を限定しようとしている

—「上記の警察条例は、王立劇場および公認の劇場における上演を、飲食店における上演と明確に区別している。前者には、個々の上演に際して認可を申請する必要のない旨の緩和された規定が適用されているが、この規定は今後、実際の劇場にのみ用いられるべきである」。¹⁷⁾警察条例第6条の主旨は、王立劇場と公認の劇場について、上演が通常の施設で行なわれるばあい、個々の上演の際の義務、つまり入場料および上演場所の届け出義務を免除する、というものである。劇場の自由化によって劇場概念が際限なく拡大し、「公認の劇場」という法的規定のなかに、警察当局も正確に把握できないほどの劇場が含まれることになった。こうした状況のなかで『通達』は、入場料及び上演場所の届け出義務免除を、「公認の劇場」のなかの「実際の劇場 (wirkliche Theater)」に限定しようとしているのである。

それでは、「実際の劇場」という概念から何が想定されるのであろうか。『通達』には、続けて次のように記載されている—「今後、演劇認可権の所有者が常設劇場を設立しようとするばあい、当該の施設が設備面に関して、実際の劇場の要請を満たしているか調査され、しかもその調査は、可能な限り厳格に遂行されねばならない。技術面の調査は、火災管理局の協力を得て、警察第3部門によって行なわれ、許認可は警察第1部門によって交付される。交付に際しては、警察第1部門は警察条例第7条に従って立てられる条件を明示すべきである」。¹⁸⁾1851年の警察条例第7条では、警察は「安全・風紀・保安・営業」¹⁹⁾の面で、認可に際して当該劇場に特別の条件を付与できる旨が規定されている。「実際の劇場」とは、『通達』の文面からして、これらの条件のうち特に劇場の安全面に関わる概念であり、火災にたいする防災設備などを含めた劇場全体の施設に関係しているのである。

1873年の『通達』の中ではさらに、ベルリンの劇場数と需要のバランスからみて、今後の認可はごく例外的な場合にのみ認められるべきだ、という判断が下されている。「レストランに多くの客を呼び込むだけのための興行、また実際の劇場の設備を整えるのに必要な経費を得るための興行は」、認可を拒否すべきだと言われている。但し、認可を拒否する場合に、「需要

の有無を理由とせず、設備面の不備を理由に」行なうべきとされている。²⁰「需要の有無を理由とせず」という表現の背景には、劇場は文化・芸術の国民的施設であり、需要の有無に左右されるべきでないという批判にたいする配慮が働いていることを見逃してはならない。こうして「実際の劇場」という概念は、劇場認可申請を拒否するための制度上の規定に組み込まれることになるのである。

1869年の「工商ノ自由」導入以来、毎年20を越える劇場認可がだされてきたが、この『通達』以後、認可数は激減することになる。1873年の時点では、「実際の劇場」の概念は、劇場乱立とそれによる風紀の乱れを防止するために、とりあえずの緊急措置として導入された。しかし、「実際の劇場」をどのように定義するか、あるいはその内容をどのように肉付けしていくかは、劇場火災の防止や衛生が大きな社会問題になるにつれて、ますます重要度を増し、1870年代の終わりから1880年代にかけて、劇場をめぐる中心テーマに展開していくことになる。この事実は結果として、劇場認可にたいする厳しい制限として現われてくる。ベルリンでは、1877年に大フランクフルト通りにオストエント劇場の開設が許可されて以来、1870年代に劇場の新設は見られない。この制限は、1884年にベルリン旧市街にブタペスト劇場の開設が認められるまで続くのである。

ところで、1873年の劇場認可制限の再開という文脈で興味深い一文を、『米欧回覧実記』に見ることができる。「淫風ノ年々ニ盛ンナルハ、政治家モ実ニ蹙頰シ、其制防ノ良法ヲ、宇内各国ニ廉訪シ、我寛永年間ニ、江戸ノ吉原ヲ設ケシ規制ヲ賞嘆シ、其意ニ倣ヒ、適宜法ヲ設ケンコトヲ議セシコトアリト」。²¹「淫風ノ年々ニ盛ンナル」という状況は、ティンゲルタンゲルと言われる、猥褻で低俗な出し物と飲食を合体させた店の氾濫と関係している。劇場の自由化以来、「公認の劇場」と認められているこうした店で「淫風」が蔓延し、その「除去」が立法上の大きなテーマだったことは、周知の通りである。使節団は、プロイセンの政府要人とのなんらかの会合において、こうした風俗上の事例が話題にのぼった折、寛永の改革の儉約令による吉原強制移転を「淫風」対策の一例としてあげたのである。これ

に関連して、さらに天保年間に行なわれた江戸三座強制移転について言及されたかどうかは、資料面では現在のところ確定できないが、使節団の報告によれば、寛永年間の措置についての話はプロイセンの政府要人の関心を大いに引いたようだ。しかし、江戸においては、劇場は風俗取締りの対象にすぎなかったが、ベルリンでは、劇場は風紀上の問題であるとともに、文化・芸術の国民的施設という概念との密接な連関のなかで議論されるべき対象である。当該の劇場が、「ソーダ水を売る低級な店のなかで喜劇をやる」程度のものであっても、劇場という概念でくくられる限り、制度論的には、文化・芸術の施設としての劇場という概念と同じレベルで議論されねばならない。この点が、ベルリンにおいて、劇場にたいする制度上の規定の執行回路を、入り組んだものに行っているのである。

変貌するベルリン劇場地図

1870年代の前半期に、劇場にたいする制度的制限が新たな規定をともなあって始められるとはいえ、69年に導入された「工商ノ自由」は、ベルリンの劇場地図をまさに一変させるものであった。ベルリンには劇場の自由化以前、2つの宮廷国民劇場を除くと、僅か7つの商業劇場しか存在していなかった。北西部の工場街にヴォルタスドルフ劇場、北部の最貧街の近くに郊外劇場、東部の労働者街にヴァルナ劇場、旧ベルリンの中心街近くにヴィクトリア劇場、南部のハレ門外にカレンバッハ・ヴァラエティ劇場、シャリテーに近い学生街にフリードリッヒ・ヴィルヘルム劇場、そして動物公園内の有利な地にクロル劇場という配置であった。2つの宮廷国民劇場から一定の距離を保ち、主に北、北西及び東に展開する形で、劇場が散在していた。「工商ノ自由」の導入は、まず劇場数の点で、それまでの劇場地図とまったく異なった相貌を生みだし、宮廷国民劇場と商業劇場との間の地理的距離についても、その意味を失わせてしまった。1860年代前半にベルリンの市壁が撤去された後も、劇場の立地に対する旧市壁の制限的機能は残存していたが、劇場の自由化によって、その影響力をついに失うことになった。

劇場の自由化は、1869年の導入から数年に亘って毎年20を越える劇場の新設ラッシュを呼び起こしたが、その内のほとんどは数カ月で廃業していった。こうした劇場の興行主は、劇場経営を飲食店経営と同じものと考え、これほど多くの劇場が同時に存続できるものか、熟慮しなかったのである。しかし、ほとんどの新しい劇場がすぐに消えていったとはいえ、この時代に生まれたいくつかの劇場立地は、その後のベルリン劇場史のなかで中核的な役割を担っていくことになる。たとえば、ルーゼン地区のドレースデン通り、旧ヤーコブ通り、ハレ門外のベル・アリアンス通りなどは、ベルリン南部の劇場の展開の素地を形成した。北部のビール醸造所に隣接している、シェーンハウザ通り、ヴァインベルク通りの屋外劇場は次の世紀に入っても、根強い人気を博し続けた。郊外劇場のあるベルリン最貧街の近くにもいくつか劇場が集まり、ベルリンの劇場街の一つになっていく。東部のヴァルナ劇場周辺にも劇場が集まり、大フランクフルト通りのオストエント劇場とともに、1890年代以降、ベルリンの民衆劇場街のメッカになる下絵は完成しつつあった。

1869年に制定された営業法第32条は、ベルリンの劇場史に大きな転換をもたらした。営業法32条は、その後も重要な改変を施されて、ベルリンの劇場の展開にその都度、決定的な影響を与え続けていくことになる。この法律が廃止されたのは1934年5月15日であり、同じ日にドイツ国演劇法が制定され、以後すべての演劇は国民啓発宣伝大臣ゲッベルスの指揮下に置かれるのである。

(本研究はアレクサンダー・フォン・フンボルト財団及び慶応大学経済学部研究教育資金の援助による研究成果の一部である。)

注

- 1) 久米邦武編 米欧回覧実記 第3巻 S. 305, 東京(岩波) 1992
- 2) 同上 S. 309
- 3) 営業法改正は、北ドイツ連盟の全域に及ぶものである。ここでは、テーマとの関連で、主としてベルリンへの影響が扱われる。
- 4) Rep. 30 Berlin C Polizeipräsidium Titel 74 Th 443: Berliner Prater

- S. 3. (ブランデンブルク州中央古文書館所蔵)
- 5) シャウシュピールとは、18世紀末以降発達した戯曲のジャンルで、悲劇に似た状況が克服されてハッピーエンドに終る筋をもつ。
 - 6) A. a. O. Th339 : Carli Callenbach, S. 2.
 - 7) Kurt Kleefeld : Die Theaterzensur in Preussen, Berlin 1905, S. 7.
 - 8) zitiert aus Wolfgang Jansen : Das Varieté, Berlin 1990, S. 65f.
 - 9) Steno Berichte, Norddeutscher Bund, 13. 4. 1869, S. 353
 - 10) A. a. O., S. 352
 - 11) Der Führer durch Berlins kleine Theater, oder : die Kunst in vier Stunden vierzehn Lustspiele und eine Oper zu sehen. In : Der Salon für Literatur, Kunst und Gesellschaft. Hrsg. von E. Dohm und J. Rodenberg, Leipzig 1869, S.443
 - 12) A. a. O., S. 444
 - 13) Ebd.
 - 14) Ebd.
 - 15) Zur Theater - und Gewerbefreiheit. Schreibebrief des Weißbierlokalbesitzers Bohnekamp an die Redaktion des Kladeradatsch. In : Kladeradatsch, Nr 48, XXII Jahrgang, 17. 10. 1869
 - 16) Th 242, Circus- und Theaterbauten, S. 42
 - 17) Ebd.
 - 18) Ebd.
 - 19) Kurt Kleefeld, a. a. O., S. 70
 - 20) Th 242, Circus- und Theaterbauten, S. 42
 - 21) 久米邦武編 米欧回覧実記 第3巻 S. 305, 東京 (岩波) 1992